

答 申

第 1 審査会の結論

実施機関は、不開示とした情報のうち、次の情報を開示すべきである。

現金出納簿（国費捜査費・県費報償費）における「各月ごとの取扱責任者からの受け入れに係る年月日欄、摘要欄、収入金額欄、支払金額欄及び差引残高欄」、「月の途中での取扱責任者からの受け入れに係る年月日欄、摘要欄、収入金額欄及び支払金額欄」及び「月計、累計に係る年月日欄、摘要欄、収入金額欄、支払金額欄及び差引残高欄」

交付書における交付額

捜査費証拠書等のうち捜査費総括表（国費捜査費・県費報償費）における前月より繰越額、本月受入額、本月支払額、残額、前月末未精算額を本月精算した結果の返納額又は追給額（ ）及び本月概算交付し、翌月に精算した結果の返納額（ ）又は追給額

「支出命令書における支出額、控除額、差引支払額、残額及び出納機関確認用コード」及び「歳出予算差引表における支出命令額、支出負担行為額及び配当残額」

「精算書における資金前渡額、前回からの繰越額、資金前渡額計、支払額及び差引残額」及び「精算額登録書における精算額及び差引残額」

戻入決議書における戻入額、返納通知書兼領収証書における金額、戻入通知書における戻入額及び「収納済通知書における機械読み取りデータの一部（戻入額）、金額及び出納機関確認用コード」

「感謝状交付先欄の団体名、代表者名、事務局所在地、代表者の役職等」（少年非行活動防止に協力して表彰を受けた団体や演奏活動を通じて地域安全活動に貢献しているとして表彰された団体等に限る。）

叙勲受章者の役職名及び所属

通勤届のうち交通機関等の名称欄

「警部・警部補昇任試験合格者に対する検視研修の実施について」中、別添教養計画表中の「体験教養内容」の部分

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成 16 年 4 月 7 日及び平成 16 年 4 月 12 日に奈良県情報公開条例（平成 13 年 3 月奈良県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、奈良県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、別紙 1 の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書を別紙 2（以下「本件行政文書」

という。)のとおり特定した上で、別紙3の開示しない部分を除いて開示する旨の行政文書一部開示決定(以下「本件決定」という。)を行い、別紙3の開示しない理由を付して平成16年5月26日、平成16年5月27日、平成16年6月4日及び平成16年6月9日に審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成16年6月18日、本件決定を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定に基づき、実施機関の上級行政庁である奈良県公安委員会に対し、本件決定の取消しを求める審査請求を行った。

4 諮問

平成16年8月19日、奈良県公安委員会は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会(以下「当審査会」という。)に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

非公開を取り消すこと。

2 審査請求の理由

非公開は違法である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書等において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書について

(1) 捜査費について

ア 捜査費の性格

捜査費とは、犯罪の捜査等に従事する警察職員の活動のための諸経費及び捜査等に関する情報提供者、捜査協力者等(以下「情報提供者等」という。)に対する諸経費で、緊急を要し、又は秘密を要するため、通常の支出手続(口座振込み)を経ては警察活動上支障をきたす場合に使用できる経費であり、現金経理が認められている。

具体的には、捜査員の聞き込み、張り込み、尾行等に際して必要となる交通費、飲食費、物品費等の諸経費のほか、情報収集の際の情報提供者等に対する謝礼や情報提供者等との接触に要する経費に使用されている。

なお、警察法施行令(昭和29年政令第151号)第2条は、都道府県警察

に要する経費のうち、国庫が支弁するものを規定しており、同条第7号及び第8号に該当する捜査等については、国費捜査費として執行され、その他のものについては県費報償費として執行されている。

イ 国費捜査費の執行の流れ

取扱者（警察本部においては担当課長、警察署においては警察署長）は、継続中の捜査の進展状況や今後予想される事案等を踏まえて、翌月の所要額を警務部会計課長を経て取扱責任者（警察本部長）に申請する。取扱責任者は、各取扱者の申請内容と県内の犯罪情勢等を総合的に勘案して、各取扱者に対する交付額を決定し、捜査費を交付する。

取扱者は、捜査費執行の必要が生じたときには、捜査員に捜査費を交付し、捜査員は、情報提供者、飲食店等に対して所要の支払いをした後、取扱者に支払精算書、領収書等を提出して精算を行う。

なお、捜査費のうち、捜査諸雑費（捜査員が日常の捜査活動において使用する少額で多頻度にわたる経費）は、取扱者から中間交付者（警察本部においては課長補佐、警察署にあっては課長）を経て捜査員に交付され、支払後の精算も中間交付者を経て行う。

ウ 県費報償費の執行の流れ

捜査費を取り扱う警察本部の課長及び警察署長（以下「課長等」という。）は、継続中の捜査の進展状況や今後予想される事案等を踏まえて、翌月の所要額を決定し、支出手続（本部の支出手続は警務部会計課で、警察署の支出手続は警察署でそれぞれ行う。）を行い、捜査費を受け入れる。

課長等は、捜査費執行の必要が生じたときには、捜査員に捜査費を交付し、捜査員は、情報提供者、飲食店等に対して所要の支払いをした後、課長等に支払精算書、領収書等を提出して精算を行う。

なお、捜査費のうち、捜査諸雑費（捜査員が日常の捜査活動において使用する少額で多頻度にわたる経費）は、課長等から中間交付者（警察本部においては課長補佐、警察署にあっては課長）を経て捜査員に交付され、支払後の精算も中間交付者を経て行う。

(2) 一般報償費について

執行内容としては、駐在所報償費、健康管理医等の委嘱謝金の支出、交番相談員に対する通勤報償費及び特別報酬の支出、30年勤続表彰職員の配偶者等に対する公安委員会副賞の支出、事件特捜本部に対する公安委員会からの激励品購入、弁護士費用の支出等、多岐にわたっている。

2 不開示情報該当性

(1) 全文書に共通して不開示とした情報

警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名及び印影は、条例第7条第2号に規定する特定の個人を識別することができる情報である。

実施機関においては、人事異動時に氏名を公表している警部以上の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名については公表する慣行があると認められるところであるが、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員につ

いては、人事異動時に氏名を公表しておらず、かつ、奈良県職員録にも登載していないため、慣行として公にされ又は公にすることが予定されているものとはいえないことから、条例第7条第2号ただし書に該当せず、同号本文に該当するので不開示とした。

(2) 捜査費

ア 情報提供者等の特定個人の住所、氏名や被害者・被疑者を特定できる情報の条例第7条第2号該当性について（国費捜査費・県費報償費）

不開示とした部分には、情報提供者等の特定個人の住所、氏名や被害者・被疑者を特定できる情報が記載されているが、これらは条例第7条第2号に規定する特定の個人を識別することができる情報に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、当該情報は同号本文に該当するので不開示とした。

イ 毎月の受入額、受入額の累計、予算の残額、月末の残額及び1か月の捜査費執行額等の条例第7条第4号該当性について（国費捜査費・県費報償費）

これらの情報を公にすると、特定所属の捜査費月額（受入額、支払額、残額等）が判明し、月額の変動状況と発生した犯罪の内容や被疑者等の事件関係者自らが知り得る情報等とを比較・分析することにより、特定所属の捜査活動等の活発さが明らかになるとともにその進展状況等の動向が推察され、被疑者等の事件関係者が逃走、証拠隠滅等の対抗措置を講じるなどのおそれがあることから条例第7条第4号に該当するので不開示とした。

ウ 毎月の受入額や執行額、それぞれの月ごとの累計額や残額のほか、当該事件を担当した警察官の階級及び氏名、当該事件に係る個別の交付額や返納額、執行年月日等の条例第7条第4号該当性について（国費捜査費・県費報償費）

不開示とした部分は、捜査等の活動に密接に関連し、当該所属における当該月の捜査活動等の実態そのものを反映しているものである。

これらの情報を公にすると、特定所属の個別執行情報や金額・件数の変動状況と発生した犯罪の内容や被疑者等の事件関係者自らが知り得る情報等とを比較・分析することにより、特定所属の捜査活動等の活発さが明らかになるとともに、その進展状況等の動向が推察され、被疑者等の事件関係者が逃走、証拠隠滅等の対抗措置を講じるなどのおそれがある。

よって、これらが公になると、捜査活動等の状況が推察される可能性が格段に高まり、犯罪捜査等に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第4号に該当するので不開示とした。

エ 捜査費交付書の交付額及び捜査費総括表の前月より繰越額、本月受入額、本月支払額、残額、前月末未精算額を本月精算した結果の返納額又は追給額及び本月概算交付し翌月に精算した結果の返納額又は追給額の条例第7条第4号該当性について（国費捜査費・県費報償費）

これらの情報を公にすると、特定所属の捜査費月額（受入額、支払額、残額等）が判明し、月額の変動状況と発生した犯罪の内容や被疑者等の事件関係者自らが知り得る情報等とを比較・分析することにより、特定所属の捜査活動等の活発さが明らかになるとともに、その進展状況等の動向が推察され、被疑者

等の事件関係者が逃走、証拠隠滅等の対抗措置を講じるなどのおそれがある。よって、これらが公になると、犯罪捜査等に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第4号に該当するので不開示とした。

オ 捜査費を執行・返納した警察官の階級、氏名、執行年月日、協力者名、接触場所等の条例第7条第4号該当性について（国費捜査費・県費報償費）

これらの情報は、捜査活動等の実態を費用面から具体的に表すものであり、捜査等の活動と密接に関連しており、捜査体制、捜査方針、捜査手法、捜査の進展状況といった各種捜査情報が反映されている。

本件行政文書には、本件処分の時点で現に捜査継続中の事件の情報が含まれており、これらの情報を公にすれば、当該事件捜査に係る種々の情報の判明につながり、報道等の情報及び被疑者等の事件関係者自らが知り得る情報等とを比較・分析することにより捜査の動向を推察し、被疑者等の事件関係者が逃走、証拠隠滅、更なる犯罪等を企図するおそれがあるといわざるを得ず、犯罪捜査等に支障を及ぼすおそれがある。

また、現に捜査中の事件に関するものでなくても、事件ごとの捜査体制、捜査方針、捜査手法等の各種捜査情報を反映する情報であることから、警察がどのような事件に対してどのような捜査方針をとるのか、などといった分析が可能となる。

さらに、たとえ捜査が終結している事件であっても、公にした場合、当該事件について新聞、雑誌等から得られる情報のほか、事件関係者等から得られる情報等と比較・分析するなどにより、警察の捜査手法等が推察される可能性が格段に高まり、犯行形態が社会構造の変化により悪質化、広域化、組織化し、巧妙かつ潜在化する傾向にある中、事件を企図する者がこれに対抗して新たな犯行手段により犯罪を敢行するおそれがあり、警察の捜査に多大の支障を及ぼし治安の悪化を招くこととなる。

以上のような理由に加え、捜査費支出証拠書を部分的にも開示した場合、文書の枚数から個別の執行件数が推測され、月ごとの枚数や執行件数の変動状況と発生した犯罪の内容や被疑者等の事件関係者自らが知り得る情報等と比較・分析することにより、捜査の進展状況等を推察して、被疑者等の事件関係者が逃走や証拠隠滅を図るおそれや、犯罪を企図する者が捜査の網をかいくぐって犯罪を敢行するおそれがある。

さらに、警察に対する情報提供等の捜査協力は危険を伴うものであることから、捜査協力者等においては、自らに関する情報が完全に秘匿されるものであるとの期待と信頼を前提として捜査協力等に及ぶものであるが、ひとたび被疑者等の事件関係者に警察への協力事実が発覚した場合、捜査協力者等本人のみならず、その家族等の生命、身体等にまで危害が及ぶおそれがある。

以上のことから、当該情報については、条例第7条第4号に該当するので不開示とした。

(3) 一般報償費

ア 事件特捜本部に対する激励

不開示とした部分には、具体的な事件名の一部や激励品の配付先の一部が記載されており、これらを公にすると、当該事件を敢行した者や組織を背景として事件を企図する団体が、捜査の動向や警察の捜査手法等を推察し、警察がど

のような事件に対してどのような捜査方針をとるのかなどといった分析を可能にするほか、新たな犯行手段により犯罪を敢行するおそれがあることから、当該情報については条例第7条第4号に該当するので不開示とした。

イ 表彰関係

部内表彰については、被表彰者である警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の所属、氏名、印影、生年月日、年齢、採用年月日、昇任年月日、配置年月日、新所属、地名、訓練科目、競技会名を不開示とした。

警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名等は、(1)のとおり条例第7条第2号の不開示情報に該当する。さらに、所属、生年月日、年齢、採用年月日、昇任年月日、配置年月日、新所属、地名は、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名と組み合わせる不開示としており、これらを開示することにより、開示された情報や他の情報と組み合わせることによって特定の個人を識別することが可能となる。

また、このような情報はすべて履歴等個人のプライバシーに関する情報であり、当該情報単独では特定の個人を識別することができなくても、なお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であると判断し、不開示とした。

次に、部外表彰については、感謝状の贈呈先である個人の住所、氏名、肩書き、役職就任年数、勇退年月日、被表彰者の履歴、団体名、代表者名、役職、所属、駐在所名を不開示とした。

感謝状は、奈良県警察職員以外の部外者を対象として贈呈する部外表彰であり、これらの情報はいずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報である。

さらに、感謝状の贈呈を受けた部外者について、受賞のつど、必然的に公表する慣行もなく、条例第7条第2号ただし書に該当せず、いずれも不開示とした。

次に、賞誉等の功労の概要欄に記載されている団体における地位であるが、事件検挙功労の内容から、地位を開示することにより、その団体の当該地位についている個人が特定され、当該特定の個人が警察によって検挙された経歴(突き詰めれば犯歴)が判明する上、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しないことから、個人に関する情報に該当するとして不開示とした。

次に、賞詞の贈呈先の住所及び氏名であるが、実施機関を死亡退職した者については遺族に賞詞及び副賞を渡すこととなり、住所及び氏名は、死亡退職した者の遺族の情報である。

このような情報は、いずれも特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しないので、不開示とした。

次に、駐在所勤務者への本部長感謝状について、交付先である駐在所勤務者の所属、駐在所名、氏名については、いずれも一般私人である駐在所夫人個人を特定することができる情報であり、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しないので、不開示とした。

不開示とした部分のうち、特定団体名が記載されている部分については開示された内容から、特定団体の元支店長が多額業務上横領及び詐欺事件で検挙されたことが判明する。当該団体名を開示することになれば、特定団体の幹部による当該団体の業務に関連した犯罪を明らかにすることとなり、当該団体の対外的な信用の低下を招き、当該団体等の権利、競争上の地位その他正当な利益

を害するおそれがあり、条例第7条第3号に該当すると判断し、不開示とした。

次に、天皇皇后両陛下の地方事情御視察時における警衛警備に関して実施機関に協力した団体名及び日本教職員組合第52次教育研究全国集会の警備実施に関して実施機関に協力した団体名が記載されている部分についてであるが、警備実施は、行事の規模や情勢に応じて、不法事案の防止を図るため必要な体制を確立して行うが、警備実施が大規模になれば、実施機関以外の団体等に対しても必要な協力を求めている。

警備実施に対して妨害行為を企て、不法行為を敢行する集団及び個人は、その手段を選ばず、実施機関に協力する団体等に対する嫌がらせ等の妨害工作を行いうるものであり、このような事態が起これば、今後、協力を控えるなど、警備実施の円滑な遂行に重大な支障が及ぶことになる。

よって、警備実施に協力する団体名は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当な理由がある情報であり、条例第7条第4号に該当すると判断し、不開示とした。

警察の捜査対象に関する情報が記載されている部分については、捜査対象を特定すれば、警察の捜査に対して防御策を講じるなど、今後の警察の捜査に対する支障が及ぶこととなる。

よって、このような情報は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当な理由がある情報であり、条例第7条第4号に該当すると判断し、不開示とした。

捜査員である警部の所属及び氏名が記載されている部分については、開示された部分を見ると当該警部は、日本教職員組合第52次教育研究全国集会において右翼対策を行ったことが判明することになり、不開示とした部分を開示すれば、右翼対策を行う捜査員が明らかになり、右翼対策という特殊な捜査を遂行する上で今後の捜査に支障を及ぼすことになる。

よって、当該情報を公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であり、条例第7条第4号に該当すると判断し、不開示とした。

本部長感謝状の贈呈先で、検視及び死体見分等の際に死体検案の協力を行っている医師の住所及び氏名が記載されている部分については、検視等は犯罪捜査の端緒となりうる重要な事項であり、その失敗は殺人等重大事件を見逃す等重大な事態を惹起するものであり、その検視等を行う上で専門的な知識と経験を持つ検案協力医の存在は必要不可欠なものである。

しかし、殺人等の犯罪を敢行し、その発覚を恐れ隠蔽を図る者においては、専門的な知識を有する検案協力医の存在は脅威であり、検案協力医が憂いなくその職務を遂行し、検案の適正を確保するためには、検案協力医を保護することが必要である。

よって、検案協力医の住所及び氏名は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障

を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であり、条例第7条第4号に該当すると判断し、不開示とした。

感謝状贈呈先である個人及び団体の住所、氏名、交付団体名、事務局所在地、代表者名、役職が記載されている部分についてであるが、部外表彰の性格は特殊な性格を有するものである。

表彰の性格上、表彰に値する功労のある部外者の個人及び団体には、当該表彰を支障なく受けていただくことが必要であるが、犯罪捜査等の協力者への表彰という性格も有することから、表彰を受けようとする側において、何人にも必然的に公表されることとなれば、実施機関に対する協力が公然となり、犯罪の発覚をおそれる犯罪集団・個人が犯罪捜査への牽制及び攻撃の一手段として協力者への攻撃及び牽制に及ぶこととなり、このような危険から実施機関への協力を公然化することを好まない個人及び団体が、感謝状贈呈を辞退するなど、表彰事務の目的を達成することが困難となり、表彰事務の遂行に支障を及ぼすこととなる。

また、感謝状の贈呈を受ける個人及び団体において、遠慮等さまざまな理由により感謝状を受けたことを広く公にすることを希望しない場合もあり、実施機関においては、感謝状の贈呈の際に必然的に報道機関に情報提供することは行っておらず、公表することを前提とした事務事業ではない。

よって当該情報は、実施機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、条例第7条第6号に該当すると判断し、不開示とした。

ウ 訟務関係

実施機関が行った業務に関する訴訟の原告及び審査請求の申立人を特定する情報（訴訟事件番号、事件名、提訴月日、原告氏名、控訴人氏名、判決言渡し日、判決確定日、申立月日、申立先、申立人氏名）が記載されている部分について、これらの情報は、いずれも当該情報に含まれる氏名その他の記述等によって特定の個人を識別することができる情報である。

憲法第82条第1項において裁判の対審及び判決は公開の法廷で行うとされているが、当該条項は裁判の公開の原則を定めたものであり、この原則そのものがプライバシーの保護等の観点から制約を受ける場合もあり、かつ、判決等が刊行物等において公開される場合、当事者私人の氏名は匿名とされていることを考えると、一般に裁判の訴訟当事者の個人情報が、裁判の公開の原則を根拠として慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとはいえない。

以上により、当該情報は、いずれも特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しないことから、不開示とした。

奈良県等が法律相談契約を締結し、又は訴訟代理人を委任している弁護士の略歴等欄の所属、債権者コードといった個人に関する情報が記載されている部分についてであるが、弁護士の氏名や出身大学、登録弁護士会名、職歴等については、すでに法律新聞社発行「全国弁護士大観」において明らかであり慣行として公になっている情報であるが、当該弁護士の奈良県職員時代の所属や債権者コードは慣行として公となり、又は公となることが予定されている情報で

はなく、当該情報に含まれる内容により特定の個人を識別することができるため、個人に関する情報に該当すると判断して不開示とした。

エ 警察職員の公務執行に伴う被害補償

職務執行の際に私物を損壊した職員個人の金融機関の口座に関する情報（金融機関名（コード番号を含む）、支店名（コード番号を含む）、預金種別（コード番号を含む）、口座番号、氏名）が記載されている部分について、当該情報は、職員個人が保有管理する金融機関口座に関する情報であり、個人に関する情報であって、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しないと判断し、不開示とした。

さらに、被害補償の対象となる眼鏡に関する調査を行った際に調査先として選定した企業の担当者の氏名が記載されている部分について、当該氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるとともに、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しないと判断して、不開示とした。

オ 叙勲受章者への記念品購入

平成15年秋の勲章受章者の退職時の役職名及び所属については、通常、勲章の受章者については、叙勲の発令に先立ち、内閣府が報道機関に対して叙勲受章予定者の「勲等、氏名、職名（警察関係の場合は「元警察官」又は「元公安委員）」を公表しており、このような情報は慣行として公にされていると認められるものである。

しかし、叙勲受章者の警察経歴である退職時の役職名及び所属については、叙勲事務をつかさどる内閣府は公表しておらず、かつ、実施機関においても公にしていないので、慣行として公にしているとはいえない。

よって、このような情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるか、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあり、かつ条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しない情報であり、不開示とした。

カ 警察音楽隊講師謝金及び犯罪被害者支援特別講演講師謝金等

不開示とした部分には、講師の郵便番号、住所、生年月日、電話番号、謝金の振込口座等が記載されているが、これは条例第7条第2号に規定する特定の個人を識別することができる情報に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、当該情報は同号本文に該当するので不開示とした。

キ トップマネジメントセミナー講師謝金

不開示とした部分には、講師の郵便番号、住所、電話番号、謝金振込口座に係る金融機関名、支店名、預金種別及び口座番号が記載されているが、これらは条例第7条第2号に規定する特定の個人を識別することができる情報に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、当該情報は同号本文に該当するので不開示とした。

ク 健康管理医委嘱謝金、健康管理推進医委嘱謝金及び生活相談専門員委嘱謝金

不開示とした部分には、医師の年齢、住所、郵便番号、謝金振込口座に係る

金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、生年月日等が記載されているが、これらは条例第7条第2号に規定する特定の個人を識別することができる情報に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、当該情報は同号本文に該当するので不開示とした。

ケ ライフプラン研修講師謝金

不開示とした部分には、講師の郵便番号、住所、謝金振込口座に係る金融機関名、支店名、預金種別及び口座番号が記載されているが、これらは条例第7条第2号に規定する特定の個人を識別することができる情報に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、当該情報は同号本文に該当するので不開示とした。

コ 嘱託警察犬訓練競技会等費用及び嘱託警察犬出動謝金

不開示とした部分には、嘱託警察犬名、指導者、所有者の氏名、住所、債権者の謝金振込口座に係る金融機関名、支店名、預金種別及び口座番号等が記載されているが、これらは条例第7条第2号に規定する特定の個人を識別することができる情報に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、当該情報は同号本文に該当するので不開示とした。

サ 警衛警備に伴う嘱託警察犬出動謝金

不開示とした部分には、嘱託警察犬名、指導者、所有者の氏名、住所等が記載されているが、これらは条例第7条第2号に規定する特定の個人を識別することができる情報に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、当該情報は同号本文に該当するので不開示とした。

また、債権者の郵便番号、住所、氏名、電話番号、謝金振込口座に係る金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人が記載されているが、これらは条例第7条第2号に規定する特定の個人を識別することができる情報に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、当該情報は同号本文に該当するので不開示とした。

さらに、嘱託警察犬の出動計画内容、出動理由、出動日、出動場所等が記載されているが、これらの情報を公にすると、不法行為の敢行を企図する集団等は、その手段を選ばず、警備実施に対して妨害工作を行うことが想定され、警備実施の円滑な遂行に重大な支障を及ぼす危険性がある。よって、条例第7条第4号に規定する公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報に該当するので不開示とした。

シ 承諾解剖

不開示とした部分には、変死者の住所、氏名、年齢、性別、変死者の家族、変死者を発見した者の氏名、変死者の既往症、死亡形態・方法、搬送先の病院名、所在地、鑑定人の郵便番号、住所、氏名、謝金振込口座に係る金融機関名、支店名、預金種別及び口座番号等が記載されているが、これらは条例第7条第2号に規定する特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、当該情報は同号本文に該当するので不開示とした。

さらに、解剖場所及び鑑定人の住所、氏名、郵便番号、謝金振込口座に係る

金融機関名、支店名、預金種別及び口座番号等鑑定人が特定され得る情報が記載されており、公にすることにより、鑑定場所、鑑定人が特定され、その結果、鑑定人の生命、身体、財産等への不法な侵害が加えられるおそれがあることから、当該情報は条例第7条第4号に該当するので不開示とした。

ス 交番相談員囑託に伴う経費

不開示とした部分には、交番相談員（囑託職員。囑託職員は、警部補以下の職に相当する。以下同じ。）の氏名、住所、郵便番号、報償費振込口座に係る金融機関名、支店名、預金種別及び口座番号等が記載されているが、これらは条例第7条第2号に規定する特定の個人を識別することができる情報に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、当該情報は同号本文に該当するので不開示とした。

セ 「110番の日」の行事に伴う経費

不開示とした部分には、謝礼物品の交付先である小学生の氏名が記載されているが、これは条例第7条第2号に規定する特定の個人を識別することができる情報に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、当該情報は同号本文に該当するので不開示とした。

ソ 県下交通課（係）長会議講師謝金

不開示とした部分には、債権者の郵便番号、住所、謝金振込口座に係る金融機関名、支店名、預金種別及び口座番号が記載されているが、これらは条例第7条第2号に規定する特定の個人を識別することができる情報に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、当該情報は同号本文に該当するので不開示とした。

タ 高速道路交通警察隊研修講師謝金

不開示とした部分には、講師の電話番号、謝金振込口座に係る金融機関名、支店名、預金種別及び口座番号が記載されているが、これらは条例第7条第2号に規定する特定の個人を識別することができる情報に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、当該情報は同号本文に該当するので不開示とした。

チ 部外通訳謝金

不開示とした部分には、部外通訳者の住所、氏名、郵便番号、住所、電話番号、謝金振込口座に係る金融機関名、支店名、預金種別及び口座番号が記載されているが、これらは条例第7条第2号に規定する特定の個人を識別することができる情報に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、当該情報は同号本文に該当するので不開示とした。

ツ 防犯アドバイザー囑託に伴う経費

不開示とした部分には、防犯アドバイザー（囑託職員）の氏名、住居、郵便番号、報酬等振込口座に係る金融機関名、支店名、預金種別及び口座番号等が記載されているが、これらは条例第7条第2号に規定する特定の個人を識別することができる情報に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、当該情報は同号本文に該当するので不開示とした。

テ 少年警察民間ボランティアに対する謝礼品

不開示とした部分には、見積書提出業者の担当者の姓が記載されているが、これは、条例第7条第2号に規定する特定の個人を識別することができる情報に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、当該情報は同号本文に該当するので不開示とした。

ト 法医研修会講師謝金、検視研修講師謝金及び検案業務協力医師に対する謝礼

不開示とした部分には、講師が勤務する学校名、役職及び氏名、感謝状を授与された者の勤務する病院名及び氏名、協力医師が所属する機関名、病院名及び氏名、見積担当者の氏名が記載されているが、これらは条例第7条第2号に規定する特定の個人を識別することができる情報に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、当該情報は同号本文に該当するので不開示とした。

さらに、講師が勤務する学校名、役職及び氏名、感謝状を授与された者の病院名及び氏名、債権者の郵便番号、住所、氏名、謝金振込口座に係る金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人、協力医師が所属する機関名、病院名及び氏名は、公にすることにより、警察の協力者が特定され、その結果、事件関係者等から報復を受け、協力者の生命、財産等に不当な侵害が加えられるおそれがあること、及び不開示とした部分の体験教養内容には、捜査に関する情報が記載されていることから、当該情報は条例第7条第4号に該当するので不開示とした。

ナ 被疑者逮捕状及び共犯者供述調書等の翻訳料

不開示とした部分には、翻訳者の郵便番号、住所、氏名、謝金振込口座に係る金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人及び被疑者氏名が記載されているが、これらは条例第7条第2号に規定する特定の個人を識別することができる情報に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、当該情報は同号本文に該当するので不開示とした。

ニ 銃器根絶街頭キャンペーン謝金

不開示とした部分には、ミス奈良3名の住所、郵便番号、電話番号、謝金振込口座に係る金融機関名、支店名、預金種別及び口座番号が記載されているが、これらは条例第7条第2号に規定する特定の個人を識別することができる情報に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、当該情報は同号本文に該当するので不開示とした。

ヌ 駐在所報償費及び地域交通安全活動推進委員報償費

不開示とした部分には、駐在所員の家族の氏名、続柄、駐在所員及び家族の債権者コード、報償費振込口座に係る金融機関名、支店名、預金種別及び口座番号、通訳対象者の氏名、通訳者の郵便番号、住所、氏名、謝金振込口座に係る金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び通訳者確認欄の印影、地域交通安全活動推進委員の生年月日、住所、電話番号、勤務先の役職及び印影、感謝状を授与された者の氏名、歳出予算差引表の摘要欄の氏名及び債権者コード等が記載されているが、これらは条例第7条第2号に規定する特定の個人を識別することができる情報に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しない

いことから、当該情報は同号本文に該当するので不開示とした。

ネ 駐在所開所式記念品購入

不開示とした部分には、駐在所開所式出席者である十津川村村長、十津川村村議会議長、自治会関係者の住所が記載されているが、これらは条例第7条第2号に規定する特定の個人を識別することができる情報に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、当該情報は同号本文に該当するので不開示とした。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は県民の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、実施機関の意見聴取のみにとどまらず、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

2 条例第7条第2号、同条第3号、同条第4号又は同条第6号該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則として不開示とする旨規定している。

本号ただし書は、本号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、本号の不開示情報から除外することとしている。

条例第7条第3号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって、「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当する情報については、不開示とする旨規定している。

条例第7条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴

の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」については、不開示とすることを定めている。

条例第7条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する情報については、不開示とすることを定めている。

実施機関は本件決定において不開示とした情報(以下「本件不開示情報」という。)が条例第7条第2号、同条第3号、同条第4号又は同条第6号の不開示情報に該当するとしているので、これらの情報が各号に該当するか、以下検討する。

(1) 本件行政文書全体

警部補(警察庁にあっては警部。以下同じ。)以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名及び印影

本件行政文書には、起案者(起票者)、決裁に係る職員、捜査費を受領し執行した職員、物品検収者、債権者及び表彰を受けた職員等の氏名及び印影が記載されており、実施機関は、これらの情報のうち、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名及び印影について不開示としている。

警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名及び印影は、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号本文に該当する。

同号ただし書ウでは、公務員についても、個人としての権利利益は、十分に保護する必要があるが、県の諸活動を説明する責務が全うされるようにするという観点から、どのような地位、立場にある者がどのように職務を遂行しているかについては、たとえ、特定の公務員が識別される結果となとしても、個人に関する情報として不開示としないこととしている。

一方、公務員の氏名については、公にした場合、公務員の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、例外的に開示する情報としていない。

ただし、当該公務員の氏名が、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合には、ただし書アが適用され、個人情報として不開示とならないこととしている。

慣行として公にされているかどうかの判断に当たっては、実施機関により氏名を公表する慣行がある場合又は実施機関が公にする意思をもって、あるいは公にされることを前提に氏名の情報提供等を行っている場合には、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていると解される。

公安委員会及び警察本部長以外の実施機関の奈良県職員の氏名については、奈良県職員録に掲載されており、一般に販売され、さらに、人事異動の際には報道発表もされていることから慣行として公にされているとして、職務遂行の内容に係る部分に含まれている場合には、ただし書アに該当するとして開示している。

しかし、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名については、職務の性質上職員の私生活に影響を及ぼすおそれがあるため、奈良県職員録にも掲載しておらず、人事異動の際にも報道発表がなされていないことが認められる。また、警察庁においても、警部以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名については同様の状態にあることが認められる。このことから、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名は、慣行として公にされているとは認められず、ただし書アに該当しない。また、印影についても、慣行として公にされているとは認められず、ただし書アに該当しない。

さらに、ただし書イ及びウに該当しないことは明らかである。

したがって、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名及び印影は、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

(2) 国費捜査費

ア 現金出納簿における年月日、摘要欄、収入金額欄、支払金額欄及び差引残高欄

現金出納簿は、取扱責任者（警察本部長）から捜査費の交付を受けた取扱者（警察本部においては担当課長、警察署においては警察署長）が取扱責任者からの受入状況、捜査員や中間交付者への交付状況等について記帳しているものである。

年月日欄には取扱責任者からの受入年月日、捜査員や中間交付者への交付年月日及び捜査員や中間交付者の精算年月日等が記載されており、摘要欄には捜査費の交付を受けた職員の氏名が具体的な事件名とともに記載されている。そして、それらに係る金額がそれぞれ収入金額欄、支払金額欄及び差引残高欄に記載されている。また、各月の月末には月の集計と当該月までの累計が記載されている。

現金出納簿に記載されている情報のうち、取扱者から捜査員及び中間交付者への個別の交付状況及び精算状況に係る年月日欄、摘要欄、収入金額欄、支払金額欄並びに差引残高欄並びに月の途中での取扱責任者からの受け入れに係る差引残高欄の記載内容は、これらの情報を公にすると特定所属の個別執行情報や金額・件数の変動状況と発生した犯罪の内容や被疑者等の事件関係者自らが知り得る情報等とを比較・分析することにより、特定所属の捜査活動等の活発さが明らかになるとともに、その進展状況等の動向が推察され、被疑者等の事件関係者が逃走、証拠隠滅等の対抗措置を講じるなどのおそれがあり、捜査活動等の状況が推察される可能性が格段に高まり、犯罪捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認めることができる。

したがって、取扱者から捜査員及び中間交付者への個別の交付状況及び精算状況に係る年月日欄、摘要欄、収入金額欄、支払金額欄並びに差引残高欄並びに月の途中での取扱責任者からの受け入れに係る差引残高欄の記載内容は、条例第7条第4号の不開示情報に該当する。

しかしながら、「各月ごとの取扱責任者からの受け入れに係る年月日欄、摘要欄、収入金額欄、支払金額欄及び差引残高欄」、「月の途中での取扱責任者からの受け入れに係る年月日欄、摘要欄、収入金額欄及び支払金額欄」及び「月計、累計に係る年月日欄、摘要欄、収入金額欄、支払金額欄及び差引残高

欄」は、公にすることにより特定所属の捜査費の執行状況が明らかとなり、当該特定所属の捜査活動の進展状況がある程度推測されると考えられるが、月ごとの捜査費の執行状況が明らかになったとしても、ダイレクトに捜査の進展状況が推察されるようなおそれがあるとは考えられない。

したがって、実施機関の判断には相当な理由があるとは認められず、条例第7条第4号の不開示情報に該当しない。

イ 交付書における交付額

交付書は取扱責任者から取扱者へ捜査費を交付する際に作成される文書である。

交付書に記載された金額は、現金出納簿の摘要欄に「本部長より受入」等と記載された部分の収入金額欄に記載された金額であり、上記ア後段で示したとおり、実施機関の判断には相当な理由があるとは認められず、条例第7条第4号の不開示情報に該当しない。

ウ 捜査費証拠書等のうち捜査費総括表における前月より繰越額、本月受入額、本月支払額、残額、前月末未精算額を本月精算した結果の返納額又は追給額()及び本月概算交付し、翌月に精算した結果の返納額()又は追給額

捜査費総括表は、取扱者が当該所属の1ヶ月分の捜査費を精算する際に作成する文書であり、記載されたそれぞれの額は当該所属の月ごとの捜査費の執行状況が記載されている。

月ごとの捜査費の執行状況を表す金額については、上記ア後段で示したとおり、実施機関の判断には相当な理由があるとは認められず、条例第7条第4号の不開示情報に該当しない。

エ 捜査費証拠書等のうち捜査費総括表以外における捜査費の個別執行に係る部分

捜査費総括表以外の捜査費証拠書等には、捜査費を執行・返納した警察官の階級、氏名、執行年月日、協力者名、接触場所等が記載されており、現金出納簿に記載された個別の執行状況よりさらに詳細な執行状況が記載されている文書である。

個別の執行状況に係るこれらの情報は、上記ア前段で示したとおり、条例第7条第4号の不開示情報に該当する。

また、これらの書類のうち、激励慰労費に係る証拠書における従業員の氏名については、個人に関する情報であり、特定の個人が識別できる情報であって、ただし書のいずれにも該当しないため、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

(3) 県費報償費(県費捜査費)

ア 現金出納簿における年月日、摘要欄、収入金額欄、支払金額欄及び差引残高欄

県費報償費（県費捜査費）と国費捜査費との違いは、県費で執行するために取扱責任者が出納長となり、取扱者が課長等となるだけであり、現金出納簿における記載内容は、国費捜査費の場合と同一である。

したがって、上記(2)アで示したとおり、課長等から捜査員及び中間交付者への個別の交付状況及び精算状況に係る年月日欄、摘要欄、収入金額欄、支払金額欄並びに差引残高欄並びに月の途中での取扱責任者からの受け入れに係る差引残高欄の記載内容は、条例第7条第4号の不開示情報に該当し、「各月ごとの取扱責任者からの受け入れに係る年月日欄、摘要欄、収入金額欄、支払金額欄及び差引残高欄」、「月の途中での出納長からの受け入れに係る年月日欄、摘要欄、収入金額欄及び支払金額欄」及び「月計、累計に係る年月日欄、摘要欄、収入金額欄、支払金額欄及び差引残高欄」は条例第7条第4号の不開示情報に該当しない。

- イ 「支出命令書における支出額、控除額、差引支払額、残額及び出納機関確認用コード」及び「歳出予算差引表における支出命令額、支出負担行為額及び配当残額」

支出命令書は、資金前渡職員（課長等）に捜査費を交付する際に執行機関が出納長に対し支出命令を行うために作成する文書であり、歳出予算差引表には支出命令書に記載された金額が反映されている。

支出命令書に記載された金額は、現金出納簿の摘要欄に「出納長より受入」等と記載された部分の収入金額欄に記載された金額であり、出納機関確認用コードにも支出金額が用いられている。

したがって、これらの情報は、上記(2)ア後段で示したとおり、実施機関の判断には相当な理由があるとは認められず、条例第7条第4号の不開示情報に該当しない。

- ウ 「精算書における資金前渡額、前回からの繰越額、資金前渡額計、支払額及び差引残額」及び「精算額登録書における精算額及び差引残額」

精算書及び精算額登録書は、当該所属の捜査費の交付を受けた資金前渡職員が精算する際に作成する文書であり、毎月分をその翌月10日までに作成するものとされている。

精算書及び精算額登録書に記載されている金額は、当該所属の月ごとの捜査費の執行状況を表すもので、個別の執行状況を表すものではない。

したがって、これらの情報は、上記(2)ア後段で示したとおり、実施機関の判断には相当な理由があるとは認められず、条例第7条第4号の不開示情報に該当しない。

- エ 戻入決議書における戻入額、返納通知書兼領収証書における金額、戻入通知書における戻入額及び「収納済通知書における機械読み取りデータの一部（戻入額）、金額及び出納機関確認用コード」

戻入決議書、返納通知書兼領収証書、戻入通知書及び収納済通知書は、当該所属の捜査費の交付を受けた資金前渡職員が年度末に精算し、最終的に生じた残金を歳出予算に戻入する際に作成する文書である。

これらの文書に記載された金額を集計し分析を行ったとしても当該所属の月ごとの捜査費の執行状況が明らかになることがあっても、個別の執行状況が明らかになるものではない。

したがって、これらの情報は、上記(2)ア後段で示したとおり、実施機関の判断には相当な理由があるとは認められず、条例第7条第4号の不開示情報に該当しない。

オ 捜査費証拠書等のうち捜査費総括表における前月より繰越額、本月受入額、本月支払額、残額、前月末未精算額を本月精算した結果の返納額又は追給額()及び本月概算交付し、翌月に精算した結果の返納額()又は追給額

県費報償費(県費捜査費)における総括表は、国費捜査費における総括表と同一様式であり記載されている内容も同一である。

したがって、これらの情報は、上記(2)ア後段で示したとおり、実施機関の判断には相当な理由があるとは認められず、条例第7条第4号の不開示情報に該当しない。

カ 捜査費証拠書等のうち捜査費総括表以外における捜査費の個別執行に係る部分

県費報償費(県費捜査費)における捜査費総括表以外の捜査費証拠書には、国費捜査費の場合と同様に、捜査費を執行・返納した警察官の階級、氏名、執行年月日、協力者名、接触場所等が記載されており、現金出納簿に記載された個別の執行状況よりさらに詳細な執行状況が記載されている文書である。

したがって、これらの情報は、上記(2)ア前段で示したとおり、条例第7条第4号の不開示情報に該当する。

また、これらの書類のうち、激励慰労費に係る証拠書における従業員の氏名については、個人に関する情報であり、特定の個人が識別できる情報であって、ただし書のいずれにも該当しないため、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

(4) 一般報償費

ア 事件特捜本部に対する激励

事件特捜本部に対する激励とは、公安委員会が、重大・重要事件の特別捜査本部に従事する者に対し、激励品を配付するものである。事件特捜本部に対する激励の支出に関する文書においては、具体的な事件名の一部や激励品の配付先の一部が不開示とされている。

これらの情報を公にすると、当該事件を敢行した者や組織を背景として事件を企図する団体が、捜査の動向や警察の捜査手法等を推察し、警察がどのような事件に対してどのような捜査方針をとるのかなどといった分析を可能にするほか、新たな犯行手段により犯罪を敢行するおそれがあると実施機関が主張することに相当な理由があると認められ、当該情報については条例第7条第4号の不開示情報に該当する。

イ 表彰事務

実施機関における表彰制度は、警察法（昭和29年法律第162号）第70条、警察表彰規則（昭和29年国家公安委員会規則第14号）、奈良県警察表彰取扱規程（昭和49年10月本部訓令第10号）、奈良県警察表彰取扱規程の運用について（平成8年11月例規第41号）に定められている。

実施機関が行う表彰は、所属する職員及び部署に対する部内表彰と功労がある部外者に対する部外表彰がある。

部内表彰は、事件検挙等の功労内容、勤務成績及び勤務年数等によって、警察功績章、賞詞、賞状、賞誉、部長賞、所属長賞を授与し、部外表彰は、本部長、各部長及び警察署長による感謝状を授与している。

なお、実施機関においては、従前から、表彰の際に報道機関への情報提供は行っておらず、公表することを前提としていないことが認められる。

部内表彰に関する文書においては、「被表彰者のうち警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の所属、職名及び氏名」、「被表彰者の生年月日、年齢、採用年月日、昇任年月日、配置年月日及び新所属」、訓練科目、競技会名、地名、「捜査員である警部の所属及び氏名」、功労の概要欄の捜査対象名、団体における地位及び法人等の名称等が不開示とされている。

これらの情報のうち、「被表彰者うち警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名等」は、（1）で示したとおり条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

また、被表彰者の生年月日、年齢、採用年月日、昇任年月日、配置年月日及び新所属等は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別できることから条例第7条第2号本文に該当する。さらに、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかであるので、条例第7条第2号の不開示情報に該当し、訓練科目、競技会名及び地名は、これを開示すると被表彰者が特定できることから条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

さらに、「捜査員である警部の所属及び氏名」及び功労の概要欄の捜査対象名について、捜査員である警部の所属及び氏名等は、開示された部分を見ると当該警部は、日本教職員組合第52次教育研究全国集会において右翼対策を行ったことが示されており、不開示とした部分を開示すれば、右翼対策を行う捜査員が明らかになり、右翼対策という特殊な捜査を遂行する上で今後の捜査に支障を及ぼすことになる。また、功労の概要欄の捜査対象名は、表彰の対象となった事件において検挙された組織に関する記述が記載されており、捜査対象を特定すれば、警察の捜査に対して防御策を講じるなど、今後の警察の捜査に支障が及ぶこととなる。したがって、このような情報は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当な理由がある情報と認められ、条例第7条第4号の不開示情報に該当する。

団体における地位は、開示することにより、事件検挙功労の内容から、その団体の当該地位について個人が特定され、当該特定の個人が警察によって検挙された経歴（突き詰めれば犯歴）が判明する。このような情報は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別できることから条例第7条第2号本文に該当する。さらに、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかであるので、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

法人等の名称は、特定団体名が記載されており、開示された内容から、特定

団体の元支店長が多額業務上横領及び詐欺事件で検挙されたことが判明する。当該団体名を開示することになれば、特定団体の幹部による当該団体の業務に関連した犯罪を明らかにすることとなり、当該団体の対外的な信用の低下を招き、当該団体等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第3号の不開示情報に該当する。

部外表彰に関する文書においては、「被表彰者の住所、氏名、所属、駐在所名、肩書、役職就任年数、勇退年月日、履歴及び所属団体名」、「表彰を受けた団体名、所在地、代表者名及び代表者の役職」及び印影が不開示とされている。

これらの情報のうち、「被表彰者の住所、氏名、所属、駐在所名、肩書、役職就任年数、勇退年月日、履歴、所属団体名等」は、表彰を受けた部外の個人に関する情報であり、特定の個人を識別できることから条例第7条第2号本文に該当する。さらに、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかであるので、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

「表彰を受けた団体名、所在地、代表者名及び代表者の役職」のうち、天皇后陛下の地方事情御視察時における警衛警備に関して実施機関に協力した団体名、日本教職員組合第52次教育研究全国集会の警備実施に関して実施機関に協力した団体名及び犯罪捜査等に協力した団体名については、これを開示することにより、犯罪を敢行しようとする者や警備実施に対して妨害行為を企て、不法行為を企図する集団等は、実施機関に協力する団体等に対する嫌がらせ等の妨害工作を行いうるものであり、かかる事態が起これば、今後、協力を控えるなど、犯罪捜査や警備実施の円滑な遂行に重大な支障が及ぶことになる。

よって、犯罪捜査や警備実施に協力する団体名等は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることについて相当な理由がある情報であると認められ、条例第7条第4号の不開示情報に該当する。

また、表彰事務は、犯罪捜査等の協力者への表彰という性格も有することから、表彰を受けようとする側において、何人にも常に公表されることとなれば、実施機関に対する協力が公然となり、犯罪の発覚をおそれる犯罪集団・個人が犯罪捜査への牽制及び攻撃の一手段として協力者への攻撃及び牽制に及ぶこととなり、このような危険から実施機関への協力を拒むこととなり、警察事務の遂行に支障を及ぼすことが認められ、条例第7条第6号の不開示情報に該当する。

ただし、「感謝状交付先欄の団体名、代表者名、事務局所在地、代表者の役職等」のうち、少年非行活動防止に協力して表彰を受けた団体や演奏活動を通じて地域安全活動に貢献しているとして表彰された団体等は、実施機関の主張する被表彰団体が犯罪捜査等の協力者という立場にはないので、これらの団体に関する情報を開示したとしても、少年非行活動防止・演奏活動を通じた地域協力活動等に非協力的になるとは認められず、条例第7条第6号の不開示情報に該当しない。

印影は、功績章を購入する際の見積書に押印された納入業者の担当者のものである。担当者の印影は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別できることから条例第7条第2号本文に該当する。さらに、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかであるので、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

ウ 訟務事務

弁護士報酬の支出に関する文書においては、「略歴等欄の所属等」、「訴訟事件番号、事件名、原告(控訴人)氏名、提訴月日、判決確定日及び判決言渡し日」及び「申立月日、申立先、申立人氏名、事件名」が不開示とされている。

これらの情報のうち、「略歴等欄の所属等」は、弁護士の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから条例第7条第2号本文に該当する。さらに、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかであるので、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

「訴訟事件番号、事件名、原告(控訴人)氏名、提訴月日、判決確定日及び判決言渡し日」及び「申立月日、申立先、申立人氏名、事件名」は、実施機関が行った業務に関する訴訟の原告及び人事委員会への審査請求の申立人を特定する情報である。これらの情報は、特定の個人を識別できることから条例第7条第2号本文に該当する。さらに、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかであるので、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

エ 警察職員の公務執行に伴う被害補償

警察職員の公務執行に伴う被害補償の支出に関する文書においては、「被害補償を受けた警部補以下の警察官の所属、官職、氏名、年齢、振込口座」及び被害補償の対象となる眼鏡に関する調査を行った際に調査先として選定した企業の担当者の氏名及び印影等が不開示とされている。

これらの情報は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別できることから条例第7条第2号本文に該当する。さらに、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかであるので、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

オ 叙勲受章者への記念品購入

叙勲受章者への記念品購入の支出に関する文書においては、勲章受章者の退職時の役職名及び所属が不開示とされている。

叙勲受章者への記念品購入の支出に関する文書においては、既に氏名が開示されており、これらの情報を開示したとしても個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められず、条例第7条第2号の不開示情報に該当しない。

カ 謝礼物品の購入及び警察音楽隊講師謝金

謝礼物品の購入及び警察音楽隊講師謝金の支出に関する文書においては、謝礼物品交付相手方の氏名、購入先担当者の氏名、講師の郵便番号、住所、生年月日、電話番号、謝金の振込口座等が不開示とされている。

これらの情報は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別できることから条例第7条第2号本文に該当する。さらに、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかであるので、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

キ 警察総合相談員等嘱託経費

県民からの相談に関する業務を行うため、嘱託職員として警察本部に警察総合相談員、警察署に警察安全相談員を配置している。

警察総合相談員等嘱託経費の支出に関する文書においては、警察総合相談員等（嘱託職員）の氏名、生年月日、年齢、住所、被扶養者人数、郵便番号、電話番号、報償費振込口座に係る金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び通勤届の一部等が不開示とされている。

これらの情報は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別できることから条例第7条第2号本文に該当する。このうち、警察総合相談員等（嘱託職員）の氏名、生年月日、年齢、住所、郵便番号、電話番号、被扶養者人数、報償費振込口座に係る金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び通勤届中の個人に関する情報は、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかであるので、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

しかし、通勤届中、交通機関等の名称欄は、これを開示したとしても、警察総合相談員等の住所を特定することはできず、特定の個人を識別することはできないことから同号の不開示情報に該当しない。

ク 被害者支援アドバイザーに対する相談謝金

被害者支援アドバイザーに対する相談謝金の支出に関する文書においては、「被害者支援アドバイザーの生年月日、郵便番号、住所、学歴、主要な経歴、主な活動等、債権者コード、電話番号及び振込口座」及び相談事項の内容欄の一部等が不開示とされている。

これらの情報のうち、「被害者支援アドバイザーの生年月日、郵便番号、住所、学歴、主要な経歴、主な活動等、債権者コード、電話番号、金融機関名(コード番号を含む。)、支店名(コード番号を含む。)、預金種別(コード番号を含む。)及び口座番号」は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別できることから条例第7条第2号本文に該当する。さらに、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかであるので、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

また、相談事項の内容欄の一部は、被害者の氏名は記載されていないが、相談内容が記載されていることから個人に関する情報であって、内容欄には事件の発生地域、事件名等が記載されており、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であることから条例第7条第2号本文に該当する。さらに、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかであるので、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

ケ 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例に基づく受給権者に対する給付

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例に基づく受給権者に対する給付の支出に関する文書においては、警察官の職務に協力援助し死亡した者、その遺族、障害を負った者等関係者等の氏名、住所関連情報、続柄、年齢、生年月日、職業、印影、障害の等級、発生日時場所、事案の概要の一部、郵便番号、債権者コード、電話番号、振込口座、年金関連情報、カルテ番号等が不開示とされている。

これらの情報は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別できることか

ら条例第7条第2号本文に該当する。さらに、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかであるので、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

コ 犯罪被害者支援特別講演講師謝金

犯罪被害者支援特別講演講師謝金の支出に関する文書においては、講師の生年月日、郵便番号、住所、連絡先（携帯電話番号等）及び振込口座等が不開示とされている。

これらの情報は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別できることから条例第7条第2号本文に該当する。さらに、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかであるので、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

サ トップマネジメントセミナー講師謝金

トップマネジメントセミナー講師謝金の支出に関する文書においては、講師の郵便番号、住所、電話番号及び謝金振込口座等が不開示とされている。

これらの情報は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別できることから条例第7条第2号本文に該当する。さらに、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかであるので、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

シ 健康管理医委嘱謝金、健康管理推進医委嘱謝金及び生活相談専門員委嘱謝金

健康管理医委嘱謝金、健康管理推進医委嘱謝金及び生活相談専門員委嘱謝金の支出に関する文書においては、医師の生年月日、年齢、住所等、郵便番号、表彰等の経歴、履歴、上申理由及び謝金振込口座等が不開示とされている。

これらの情報は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別できることから条例第7条第2号本文に該当する。さらに、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかであるので、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

ス ライフプラン研修講師謝金

ライフプラン研修講師謝金の支出に関する文書においては、講師の郵便番号、住所及び謝金振込口座等が不開示とされている。

これらの情報は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別できることから条例第7条第2号本文に該当する。さらに、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかであるので、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

セ 嘱託警察犬

(7) 奈良県嘱託警察犬訓練競技会費用

奈良県嘱託警察犬訓練競技会費用の支出に関する文書においては、贈呈先欄、嘱託警察犬名、指導者氏名、訓練所名、訓練士資格、所有者の住所及び所有者の氏名が不開示とされている。

警察犬の指導者は警察から警察犬の指導を嘱託されている民間人であり、所有者は、自己が所有する犬につき警察犬の嘱託を受けている民間人である。また、警察犬はすべて(社)日本警察犬協会に登録されており、警察犬名が明

らかになると、他の情報と組み合わせることにより、所有者の氏名等が判明する可能性がある情報である。

したがって、これらの情報は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別できることから条例第7条第2号本文に該当する。さらに、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかであるので、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

(イ) 嘱託警察犬審査会費用

嘱託警察犬審査会費用の支出に関する文書においては、審査員氏名、指導者氏名、所有者氏名及び「特別審査員の郵便番号、住所及び振込口座等」が不開示とされている。

これらの情報は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別できることから条例第7条第2号本文に該当する。さらに、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかであるので、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

(ウ) 嘱託警察犬要請・出動関係

警察犬の出動が必要な事件が発生し、嘱託警察犬の出動を要請した場合に支払われる報償費に関する支出文書においては、事件名欄の場所の一部、事件概要欄のうち「行方不明者等の住所、氏名、職業、年齢、既往症、立寄場所、立寄り、帰宅等の時間及び所有車両の登録番号」、関係者の氏名、行方不明者等との関係、事件発生場所、警察犬名、指導者の住所及び氏名（署名）、「所有者の郵便番号、住所、氏名及び印影及び振込口座」等が不開示とされている。

これらの情報のうち、事件名欄の場所の一部、事件概要欄のうち「行方不明者等の住所、氏名、職業、年齢、既往症、立寄場所、立寄り、帰宅等の時間及び所有車両の登録番号」、関係者の氏名、行方不明者等との関係及び事件発生場所は、捜査対象者や関係者の個人に関する情報であり、特定の個人を識別できることから条例第7条第2号本文に該当する。さらに、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかであるので、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

また、警察犬名、指導者の住所及び氏名（署名）、「所有者の郵便番号、住所、氏名及び印影、金融機関名(コード番号を含む)、支店名(コード番号を含む)、預金種別(コード番号を含む)及び口座番号」の不開示とされた情報のうち、警察犬名、指導者の住所及び氏名等については、上記（ア）で示したとおり、7条第2号の不開示情報に該当する。また、債権者の口座に関する情報については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別できることから条例第7条第2号本文に該当する。さらに、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかであるので、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

(I) 警衛警備に伴う嘱託警察犬の所有者に対する謝金

警衛警備に伴う嘱託警察犬の所有者に対する謝金の支出に関する文書においては、支出理由、出動日時、出動場所の一部（出動隊の名称）、謝金費用積算の一部（出動態勢等）、運用計画、（要請・出動伺）作成年月日、出動要請警察署、出動要請者の所属、氏名、事件概要欄の一部（出動期間、出動目的）、出動理由の一部（出動内容）、出動場所、報告年月日、訓練所名、

訓練所住所、訓練所の代表者の氏名、訓練所の代表者の生年月日、訓練所の電話番号、「指導者の氏名、生年月日、住所及び電話番号」、警察犬名、「所有者の郵便番号、住所、氏名、印影及び振込口座」が不開示とされている。

これらの情報のうち、支出理由、出勤日時、出勤場所の一部（出勤隊の名称）、謝金費用積算の一部（出勤態勢等）、運用計画、（要請・出勤伺）作成年月日、出勤要請警察署、出勤要請者の所属、氏名、出勤予定年月日、事件名の一部、事件概要欄の一部（出勤期間、出勤目的）、出勤理由の一部（出勤内容）、出勤場所及び報告年月日は、これらの情報を公にすると、不法行為の敢行を企図する集団等が、警備実施に対して妨害工作を行うことが想定され、警備実施の円滑な遂行に重大な支障を及ぼす危険性がある。よって、条例第7条第4号に規定する公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められ、条例第7条第4号の不開示情報に該当する。

また、訓練所名、訓練所住所、訓練所の代表者の氏名、訓練所の代表者の生年月日、訓練所の電話番号、「指導者の氏名、生年月日、住所及び電話番号」、警察犬名、「所有者の郵便番号、住所、氏名、印影及び振込口座」は、上記（ア）及び（ウ）で示したとおり、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

ソ 承諾解剖

承諾解剖とは、検視を行った変死体のうち解剖の必要性があるが、司法解剖ができない一定の理由がある場合に遺族の承諾を得て行う解剖手続である。

解剖医に対する謝金の支出に関する文書においては、まず、変死者の住所、氏名、年齢、性別、変死場所、変死者の家族、変死者を発見した者の氏名、変死者の既往症、死亡形態・方法、搬送先の病院名及び所在地等が不開示とされている。

これらの情報は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別できることから条例第7条第2号本文に該当する。さらに、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかであるので、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

次に、鑑定人の郵便番号、住所、氏名、印影、謝金振込口座に係る金融機関名、支店名、預金種別及び口座番号等が不開示とされている。

これらの情報は解剖という職務の性質上、公にすることにより、警察の協力者が特定され、その結果、事件関係者等から報復を受け、協力者の生命、財産等に不当な侵害が加えられるおそれがあり、条例第7条第4号の不開示情報に該当する。

タ 交番相談員嘱託に伴う経費

交番相談員は、交番勤務員がパトロール・急訴事案等で不在時に、交番に来所した住民に適切なサービスを提供することを可能とするため、比較的来訪者の多い駅前に立地する交番を中心に、困りごと等の聴取と住民に対する助言、犯罪の予防等についての指導連絡、遺失・拾得関係の届出受理及び地理案内等を警察官に代わって行わせるため、7警察署14交番（14名）に配置されている。

交番相談員謝金の支出に関する文書においては、交番相談員（嘱託職員）の

氏名、住所、郵便番号、印影、報償費振込口座、債権者コード及び通勤届の一部等が不開示とされている。

通勤届のうち交通機関等の名称欄以外のこれらの情報は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別できることから条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかであるので、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

しかし、通勤届のうち交通機関等の名称欄は、上記キで示したとおり同号の不開示情報に該当しない。

チ 「110番の日」の行事に伴う経費

警察では110番の適切な利用を呼びかけるため、毎年1月10日を「110番の日」と定め、さまざまな広報・啓発活動を行っている。その行事の一環として行われているのが小学生による「1日通信指令課長」である。「1日通信指令課長」となった小学生に対し、謝礼としての文具券を購入するための経費が報償費から支出されている。

「110番の日」の行事に伴う経費の支出に関する文書においては、謝礼物品の交付先である小学生の氏名が不開示とされている。

小学生の氏名は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別できることから条例第7条第2号本文に該当する。さらに、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかであるので、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

ツ 県下交通課（係）長会議講師謝金

県下交通課（係）長会議講師謝金の支出に関する文書においては、債権者の郵便番号、住所、謝金振込口座等が不開示とされている。

これらの情報は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別できることから条例第7条第2号本文に該当する。さらに、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかであるので、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

テ 高速道路交通警察隊研修講師謝金

高速道路交通警察隊研修講師謝金の支出に関する文書においては、講師の電話番号及び謝金振込口座等が不開示とされている。

これらの情報は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別できることから条例第7条第2号本文に該当する。さらに、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかであるので、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

ト 部外通訳謝金

部外通訳は、道路交通法違反、交通事故の当事者等が外国人の場合、その実況見分、供述調書等の作成のために必要がある場合に部外者に依頼するものである。

部外通訳謝金の支出に関する文書においては、部外通訳者、被疑者、参考人の住所、氏名、年齢、郵便番号、電話番号及び謝金振込口座等が不開示とされている。

これらの情報は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別できることから条例第7条第2号本文に該当する。さらに、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかであるので、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

ナ 防犯アドバイザー報償費の支出文書

防犯アドバイザーは、地域住民、自治体、企業等による自主防犯活動を効果的に支援するため、地域住民等と警察とのパイプ役となり、地域安全活動の企画、実施等に関し、専門的な立場から地域の実情に応じた指導、助言、援助及びその他の協力を行っており、具体的な職務は、「高齢者、小・中学生、主婦等を対象とした「生活安全教室」の開催及び講演」、「自治体と連携し、自治体発行の広報誌への地域安全ニュースの掲載」、「地域安全推進委員等の防犯ボランティア、自治会等の地域住民、自治体及び企業との連絡調整並びに広報啓発活動」、「地域住民から地域安全に関する意見又は要望の聴取及び防犯対策等情報の伝達」及び「地域住民による防犯パトロール等の自主防犯活動に対する指導、助言並びにこれらの活動への参加」であり、3警察署の生活安全課（3名）に配置されている。

防犯アドバイザー（嘱託職員）報償費の支出文書において、防犯アドバイザーの住所、氏名、郵便番号、振込口座等及び通勤届の一部が不開示とされている。

通勤届のうち交通機関等の名称欄以外のこれらの情報は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別できることから条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかであるので、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

しかし、通勤届のうち交通機関等の名称欄は、上記キで示したとおり同号の不開示情報に該当しない。

ニ 少年警察民間ボランティアに対する謝礼品

少年警察民間ボランティアに対する謝礼品の支出文書において、見積書提出業者の担当者名が不開示とされている。見積書提出業者の担当者名は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかであるので、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

ヌ 法医研修会講師謝金、検視研修講師謝金及び検案業務協力医師に対する謝礼

法医研修の講師とは、警察署で検視業務（刑事訴訟法第229条第2項の代行検視）を担当する警察官に対し、法医学の知識及び検視技能を向上させるために開催した研修会の講師である。警部・警部補昇任試験合格者に対する検視研修実施に伴う講師とは、昇任により翌年度から警察署の検視官（警部補以上）として従事する新任課長・係長を対象に、検視に必要な知識・技能を修得させるために実施した研修の講師である。検案業務等に対する協力医師とは、昼夜を問わない検視業務等の警察活動に協力を得ている医師である。

法医研修会講師謝金、検視研修講師謝金及び検案業務協力医師に対する謝礼の支出文書において、「講師が勤務する学校名、役職、氏名、郵便番号、住所

及び謝金等振込口座」、「感謝状を授与された者の住所及び氏名」、「協力医師が所属する機関名、病院名及び氏名」、見積担当者名及び体験教養内容等が不開示とされている。

このうち、「講師が勤務する学校名、役職、氏名、郵便番号、住所及び謝金等振込口座」、「感謝状を授与された者の住所及び氏名」及び「協力医師が所属する機関名、病院名及び氏名」は、検視という職務の性質上、公にすることにより、警察の協力者が特定され、その結果、事件関係者等から報復を受け、協力者の生命、財産等に不当な侵害が加えられるおそれがあり、条例第7条第4号の不開示情報に該当する。

また、見積書中の担当者名については、上記二で述べたとおり、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

しかし、「警部・警部補昇任試験合格者に対する検視研修の実施について」中、別添教養計画表中の「体験教養内容」に記載されている内容は、研修において体験する検視や解剖について基本的な事項が記載されているにすぎず、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」とまでは認められず、条例第7条第4号の不開示情報に該当しない。

ネ 被疑者逮捕状及び共犯者供述調書等の翻訳料

被疑者逮捕状及び共犯者供述調書等の翻訳者とは、外国に逃亡している被疑者（メキシコ人）を、ICPO（国際刑事警察機構）を通じてメキシコに訴追するために必要な文書の翻訳を依頼した部外翻訳者である。被疑者逮捕状及び共犯者供述調書等の翻訳料の支出文書において、翻訳者の郵便番号、住所、氏名、謝金振込口座及び被疑者氏名等が不開示とされている。これらの情報は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別できることから条例第7条第2号本文に該当する。さらに、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかであるので、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

ノ 銃器根絶街頭キャンペーン謝金

銃器根絶街頭キャンペーン謝金の支出文書において、ミス奈良3名の住所、郵便番号、電話番号及び謝金振込口座等が不開示とされている。

これらの情報は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別できることから条例第7条第2号本文に該当する。さらに、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかであるので、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

ハ 駐在所報償費

駐在所報償費とは、駐在所等に居住して警察活動の円滑な推進に寄与している協力家族に対して慰労及び来訪者の接遇等のために、また、駐在所に単身で勤務している警察官に対して来訪者の接遇等のために支給されているものである。

駐在所報償費の支出文書においては、駐在所員の家族の氏名、続柄、駐在所員及び家族の債権者コード及び報償費振込口座等が不開示とされている。

これらの情報は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別できることから条例第7条第2号本文に該当する。さらに、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかであるので、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

ヒ 地域交通安全活動推進委員報償費

地域交通安全活動推進委員とは、警察と市民との協力体制を一層強化し、かつ、地域住民による真の地域・交通安全活動を推進するため、地域の幅広い層から実質的な活動推進のできる者を委員として警察署長が委嘱しているものである。

地域交通安全活動推進委員報償費の支出文書においては、地域交通安全活動推進委員の生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先の役職、印影及び謝金振込口座等が不開示とされている。

これらの情報は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別できることから条例第7条第2号本文に該当する。さらに、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかであるので、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

フ 駐在所開所式記念品購入

駐在所開所式記念品購入に関する支出文書においては、駐在所開所式出席者である十津川村村長、十津川村村議会議長、自治会関係者の住所が不開示とされている。

これらの情報は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別できることから条例第7条第2号本文に該当する。さらに、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかであるので、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

3 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は別紙4のとおりである。

請 求 日	請 求 内 容	対 象 所 属
平成16年4月 7日	<p>国費捜査費の証拠書、現金出納簿 (平成14年度、15年度)</p> <p>県費報償費の支出負担行為決議書、 支出命令書、精算書(前渡資金常 時)、精算額登録書、捜査費現金 出納簿、事業執行伺(甲)、捜査 費証拠書(平成14年度、15年度)</p>	<p>生活安全企画課、少年課、生活 環境課、捜査第一課、捜査第二 課、組織犯罪対策第一課、組織 犯罪対策第二課、交通指導課、 警備第一課、警備第二課</p> <p>生活安全企画課、少年課、生活 環境課、捜査第一課、捜査第二 課、組織犯罪対策第一課、組織 犯罪対策第二課、交通指導課、 総務課、警務課、監察課、県民 サービス課、教養課、厚生課、 地域課、通信指令課、鑑識課、 科学捜査研究所、交通企画課、 交通機動隊、高速道路交通警察 隊、警備第二課、警察学校</p>
平成16年4月12日	<p>国費捜査費の国から送付された予 算内示書、決算関係書類(平成14 年度、15年度に作成したもの)</p> <p>県費報償費の内示書、令達書、予 算差引簿、決算報告書(平成14年 度、15年度に作成したもの)</p> <p>国費捜査費の証拠書、現金出納簿 (平成14年度、15年度)</p> <p>県費報償費の支出負担行為決議書、 支出命令書、精算書(前渡資金常 時)、精算額登録書、捜査費現金 出納簿、事業執行伺(甲)、捜査 費証拠書、内示書、令達書、予算 差引簿、決算報告書(平成14年度、 15年度)</p>	<p>会計課</p> <p>会計課</p> <p>中吉野警察署、十津川警察署</p> <p>中吉野警察署、十津川警察署</p>

本件行政文書

県費報償費の内示書、令達書、予算差引簿、決算報告書（平成14年度、15年度に作成したもの）

警察費歳出予算内示書(平成14年度上半期、平成14年度下半期、平成15年度)
歳出予算令達決議書（平成14年度、平成15年度）
歳出予算差引表（平成14年度分、平成15年度分）
支出負担行為計画示達表（平成14年度分、平成15年度分）
歳出決算調書（平成14年度分、平成15年度分）

国費捜査費の国から送付された予算内示書、決算関係書類（平成14年度、15年度に作成したもの）

支出負担行為計画示達表（平成14年度分、平成15年度分）

国費捜査費の証拠書、現金出納簿（平成14年度、15年度）

捜査費交付書
捜査費（国費）現金出納簿
捜査費支出証拠書のうち
捜査費支出証拠書表紙
捜査費総括表
返納決議書
領収書
激励慰労に係る捜査費支出伺、支払精算書及び添付書類

県費報償費の支出負担行為決議書、支出命令書、精算書（前渡資金常時）、精算額登録書、捜査費現金出納簿、事業執行伺（甲）、捜査費証拠書（平成14年度、15年度）

事業執行伺（甲）
支出負担行為決議兼支出命令書
請書
物品検収調書
支出負担行為決議書
支出命令書
契約書
法律相談結果表
取下書
取下同意書
協議書
被害補償決定通知書
支出負担行為変更決議書
支出負担行為の増額変更について
判決確定証明申請書
被害補償決定通知書
囑託警察犬要請・出動伺
支出負担行為内訳書
支出内訳書

事業執行伺
起案用紙（署用）
支出命令確認書
精算書（前渡資金随時）
精算額登録書
物品購入伺書
物品注文書及び検査書
承諾手続きによる死因鑑定依頼書
囑託警察犬出動記録
警察犬貸出・出動報告書

県費捜査費

事業執行伺（甲）
支出負担行為決議書
支出負担行為変更決議書
支出命令書
精算書（前渡資金常時）
精算額登録書
戻入決議書
返納通知書兼領収証書
戻入通知書
収納済通知書
捜査費（県費）現金出納簿
捜査費証拠書のうち
捜査費支出証拠書表紙
捜査費証拠書（総括表部分）

開示しない部分	開示しない理由
<p>警部補（警察庁にあっては警部）以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名及び印影</p>	<p>条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。</p>
<p>捜査費（国費）</p>	
<p>（交付書の）交付額（月分）、（現金出納簿の）年月日欄 摘要欄 収入金額欄 支払金額欄 差引残高欄 （捜査費証拠書のうち捜査費総括表の）前月より繰越額 本月受入額 本月支払額 残額 前月末未精算額を本月精算した結果の返納額又は自給額（ ）、本月概算交付し翌月に精算した結果の返納額（ ）又は自給額</p>	<p>条例第7条第4号に該当 捜査に関する情報であって、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
<p>激務手当費の執行に係る証拠書中、請求明細書に記載された従業員氏名</p>	<p>条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。</p>
<p>（捜査費証拠書のうち捜査費総括表以外の）捜査費の個別の執行に係る部分</p>	<p>条例第7条第2号及び第4号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、及び捜査に関する情報であって、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
<p>捜査費（県費）</p>	
<p>（事業執行司の）執行予定額 経費算出の基礎 支出負担行為残額 配当残額及び今回経費支出額（支出負担行為決議書の）支出負担行為額 残額（支出負担行為変更決議書の）支出負担行為変更額 変更前負担行為額 変更後負担行為額 残額（支出命令書の）支出額 控除額 差引支払額 残額 出納機関確認用コード、（支出命令確認書の）金額及び合計額（精算書の）資金前渡額及び戻入額 前回からの繰越額 資金前渡残高、支払額 差引残額（精算記録簿の）精算額 差引残額（戻入決議書の）戻入額（返納通知書兼領収証書の）金額（戻入通知書の）戻入額（収内送通知書の）機械読みとりデータの一部（戻入額）、金額 出納機関確認用コード、（現金出納簿の）年月日欄 摘要欄 収入金額欄 支払金額欄 差引残高欄（捜査費証拠書のうち捜査費総括表の）前月より繰越額 本月</p>	<p>条例第7条第4号に該当 捜査に関する情報であって、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>

<p>受入額 本月支払額 残額 前月末 未精算額を本月精算した結果の返納 額又は自給額()、本月概算交付 し翌月に精算した結果の返納額() 又は自給額</p>	
<p>(捜査費証処書のうち捜査費総括表 以外の)捜査費の個別の執行に係る 部分</p>	<p>条例第7条第2号及び第4号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるた め、及び捜査に関する情報であって、公共の安全と秩序の維持に支障 を及ぼすおそれがあるため。</p>
<p>歳出予算差引表</p>	
<p>債権者氏名、債権者コード</p>	<p>条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるた め。</p>
<p>支出負担行為額 支出命令額 配当 残額</p>	<p>条例第7条第4号に該当 捜査に関する情報であって、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼ すおそれがあるため。</p>

開示しない部分	開示しない理由
事件特捜本部に対する激励	
事件名の一部、配付先の一部	条例第7条第4号に該当 捜査に関する情報であって、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。
表彰事務	
被表彰者の警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の所属・氏名 訓練科目・職名・競技会名 警察庁の警部以下の所属、氏名 生年月日、年齢、採用年月日、昇任年月日、配置年月日、新所属地名	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、又特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。
捜査員である警部の所属及び氏名	条例第7条第4号に該当 捜査に関する情報であって、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。
業者従業員の印影 代表者の氏名	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。
被表彰者の住所、氏名 所属、駐在所名、所在地、団体名	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。 条例第7条第6号に該当 表彰に関する事務又は事業に関する情報であり、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
被表彰者の肩書き、役職就任年数、勇退年月日、履歴	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。
交付団体名	条例第7条第4号に該当 警備実施等に関する情報であり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。 条例第7条第6号に該当 表彰に関する事務又は事業に関する情報であり、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
交付先欄（贈呈先欄）の団体名及び代表者名、事務局所在地、交付理由欄の一部	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。 条例第7条第6号に該当 表彰に関する事務又は事業に関する情報であり、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
団体における地位	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。
法人等の名称	条例第7条第3号に該当 法人等に関する情報であって、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
交付先欄の被表彰者の住所、氏名及び交付理由欄にある役職	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。 条例第7条第6号に該当 表彰に関する事務又は事業に関する情報であり、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
交付先欄の団体名、代表者名及び役職	条例第7条第6号に該当 表彰に関する事務又は事業に関する情報であり、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
功労の概要欄の捜査対象名	条例第7条第4号に該当 事件に関する情報であって、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。

開示しない部分	開示しない理由
弁護士費用関係	
略歴等欄の所属等	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。
訴訟事件番号、事件名、原告(控訴人)氏名、提訴月日、判決確定日、判決言渡し日 申立月日、申立先、申立人氏名、事件名	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。
警察職員の公務執行に伴う被害補償	
所属、官職、氏名、年齢 (業者)係欄、担当者(従業員)氏名、印影、振込口座	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。 条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。
叙勲受章者への記念品購入	
叙勲受章者の役職名、所属	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるか、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。
謝礼物品購入	
謝礼物品の交付相手方の氏名、購入先担当者の氏名	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。
警察音楽隊講師謝金	
講師の郵便番号、住所、振込口座、生年月日、電話番号	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。
警察総合相談員・警察安全相談員嘱託経費	
警察総合相談員(警察安全相談員)の氏名等、住所、郵便番号、電話番号及び参考事項の各欄(氏名、生年月日、年齢、住所、電話番号、被扶養者人数、振込口座)	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。
(通勤届)氏名欄の氏名、印影、住居、通勤方法の別、区間、距離、通勤経路の略図、他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等、交通機関等の名称、利用区間の各欄	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。
被害者支援アドバイザーに対する相談謝金	
被害者支援アドバイザーの生年月日、郵便番号、住所、学歴、主要な経歴、主な活動等、債権者コード、電話番号、振込口座	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。
相談事項の内容欄の一部(被害者が特定される情報、事件の発生地域、事件名等)	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。 条例第7条第4号に該当 犯罪の捜査に関する情報であり、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。

開示しない部分	開示しない理由
協力援助被害者遺族給付金	
遺族給付年金受給者氏名、郵便番号、住所、債権者コード、電話番号、振込口座	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。
遺族給付年金受給者の住所、氏名、続柄、生年月日及び当時の年齢、協力援助者の氏名、生年月日、当時の年齢、職業、発生日時及び場所、事案の概要の一部、その他の協力援助者欄	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。 条例第7条第6号に該当 事務事業に関する情報であり、年金給付事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
協力援助被害者障害給付金	
障害給付年金受給者氏名、郵便番号、住所、債権者コード、電話番号、振込口座	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。
障害給付年金受給者の住所、氏名、生年月日及び当時の年齢、その他の協力援助者欄、発生日時欄、場所欄、状況欄の一部、現状欄の一部	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。 条例第7条第6号に該当 事務事業に関する情報であり、年金給付事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
協力援助被害者介護給付金	
介護給付年金受給者氏名、郵便番号、住所、債権者コード、電話番号、振込口座	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。
介護給付受給者（障害給付年金受給者）の住所、氏名、印影、生年月日及び当時の年齢、障害等級、介護の状況の一部、その他の協力援助者欄、協力援助者の住所、氏名、生年月日、負傷又は発病の年月日、発生日時、場所、状況欄の一部、現状欄の一部、年金の種類欄の一部、年金証書番号、介護を要する状態の区分、親族等で介護に従事した者の項の氏名、続柄又は関係、報告者の住所、氏名、印影、負傷又は発病年月日、療養開始年月日、年金証書番号、傷病名又は傷害等級、傷病の経過又は障害の状況、日常生活の概要、傷病又は障害の種類、傷病の経過及び治療方法の概要、傷病又は障害の現状、今後の見込み	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。 条例第7条第6号に該当 事務事業に関する情報であり、年金給付事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
協力援助被害者療養給付金	
療養給付年金受給者氏名、住所、郵便番号、電話番号、生年月日、職業、性別、印影、振込口座	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。 条例第7条第6号に該当 事務事業に関する情報であり、年金給付事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
カルテ番号、氏名、住所、性別、生年月日	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。

開示しない部分	開示しない理由
協力援助被害者遺族給付一時金	
<p>遺族給付一時金支給者の住所、氏名、生年月日、当時の年齢、協力援助者の氏名、生年月日、当時の年齢及び職業、発生日時、発生場所、事案の概要の一部、事業名の一部、救助者の本籍、住所、職業、氏名、生年月日、当時の年齢、救助者の収入によって生計を維持していた遺族の本籍、住所、職業、生年月日及び当時の年齢、その他の遺族の続柄、氏名、生年月日及び当時の年齢、被救助者の住所、職業、氏名、生年月日、当時の年齢、同行者の住所、氏名、当時の年齢、被救助者との関係、事案の発生日時（死亡年月日）の一部、水難事故発生場所及びその状況の場所及び状況の一部、救助者と被救助者及び同行者との関係の一部、経緯の一部、行動の一部、その後の状況の一部、法律適用の妥当性の一部、遺族給付の額の一部、未支給の給付（療養給付）の一部、報告者の住所、氏名、印影及び年金証書の番号、協力援助者の氏名及び死亡日、遺族給付年金受給資格者の氏名、生年月日、住所、協力援助者との続柄、障害の有無、振込口座</p>	<p>条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。</p> <p>条例第7条第6号に該当 事務事業に関する情報であり、年金給付事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
<p>氏名、生年月日、事案発生日、住民票、戸籍謄本、郵便番号、住所、電話番号、印影、協力援助者との続柄又は関係、協力援助者の住所、氏名、生年月日、負傷又は発病の年月日、死亡年月日、年金の受給権者であった者の氏名及び年金証書番号</p>	<p>条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。</p>
犯罪被害者支援特別講演講師謝金	
<p>講師の生年月日、郵便番号、現住所、連絡先（携帯電話番号等）、振込口座等</p>	<p>条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。</p>
トップマネジメントセミナー講師謝金	
<p>債権者（講師）の郵便番号、住所、電話番号、振込口座等</p>	<p>条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。</p>
健康管理医・健康管理推進医・生活相談専門員委嘱謝金	
<p>健康管理医、健康管理推進医及び生活相談専門員の生年月日、年齢、郵便番号、住所、居所、上申理由「表彰等」及び「履歴等」欄、振込口座等</p>	<p>条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。</p>
ライフプラン研修講師謝金	
<p>ライフプラン研修の講師の郵便番号、住所、振込口座等</p>	<p>条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。</p>
奈良県嘱託警察犬訓練競技会費用	
<p>贈呈先欄、嘱託警察犬名、指導者欄（指導者氏名、訓練所名、訓練士資格）、所有者欄（所有者住所、氏名）</p>	<p>条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。</p>

開示しない部分	開示しない理由
嘱託警察犬審査会費用	
審査員氏名、指導者氏名、所有者氏名	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。
特別審査委員の郵便番号、住所、振込口座等	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。
嘱託警察犬要請・出動関係	
事件名欄の場所の一部、事件の概要欄のうち、行方不明者等の住所、氏名、職業、年齢、既往症、立寄場所、立寄り、帰宅等の時間、所有車両の登録番号、関係者の氏名、行方不明者等との関係、出動犬名	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるか、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。
事件発生場所、警察犬名、指導者の住所及び氏名(署名)、所有者の郵便番号、住所、氏名、振込口座及び印影等	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。
警衛警備に伴う嘱託警察犬の所有者に対する謝金	
(謝金支出)理由、出動年月日(日時)、出動場所又は出動場所の一部(出動隊の名称)、謝金費用積算の一部(出動態勢等)、計画内容、(要請・出動伺)作成年月日、出動要請警察署等、出動要請者の所属、氏名、出動予定年月日、事件名欄の一部、事件の概要欄の一部(出動期間、出動目的)、出動理由欄の一部(出動内容)、出動場所、報告年月日等	条例第7条第4号に該当 警備実施等に関する情報であり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。
訓練所指導者名簿の各欄(訓練所名、訓練所住所、訓練所の代表者の氏名及び生年月日、訓練所の電話番号、指導者の氏名、生年月日、住所、電話番号)	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。 条例第7条第4号に該当 警備実施等に関する情報であり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。
警察犬名、訓練所名、指導者名、所有者の郵便番号、住所、氏名(署名)、印影、電話番号、振込口座	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。
承諾解剖	
解剖場所、鑑定場所、鑑定人の郵便番号、住所、氏名、振込口座、印影等	条例第7条第2号及び第4号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、及び、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。
変死者(死亡者)の住所、氏名、年齢、性別、変死(死亡)場所、死亡時の状況、搬送先の病院名及びその住所、既往症等、死亡者の関係者の氏名、年齢及び死亡者との関係	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるか、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。
奈良県警察交番相談員	
郵便番号、住所、氏名、電話番号、振込口座、債権者コード等	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。
「110番の日」の行事	
謝礼物品交付相手方の氏名	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。
県下交通課(係)長会議における講演の講師謝金	
講師の郵便番号、住所、振込口座等	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。

開示しない部分	開示しない理由
高速道路交通警察隊研修講師謝金	
講師の電話番号、謝金振込口座	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。
部外通訳謝金	
被疑者、参考人、通訳対象者の住所、氏名、年齢	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。
部外通訳者の郵便番号、住所、氏名、年齢、印影、電話番号、振込口座	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。
嘱託職員（防犯アドバイザー）報償費	
防犯アドバイザーの郵便番号、住所、氏名、振込口座等	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。
少年警察民間ボランティアに対する謝礼品	
見積書中の担当者名	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。
法医研修会開催に伴う講師謝金	
講師欄（講師の役職、氏名）、講師の郵便番号、住所、振込口座 感謝状授与欄の病院名及び氏名等	条例第7条第2号及び第4号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、及び、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。
被疑者逮捕状及び共犯者供述調書等の翻訳料	
被疑者の氏名	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。
翻訳者の郵便番号、住所、氏名、振込口座等	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。
警部・警部補昇任試験合格者に対する検視研修実施に伴う講師謝金	
講師欄及び研修担当者欄、講師の氏名、郵便番号、住所、振込口座	条例第7条第2号及び第4号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、及び、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。
体験教養内容	条例第7条第4号に該当 捜査に関する情報であって、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。
検案業務等に対する協力医師への謝礼品購入	
協力医師の機関名、病院名、氏名 見積書中の担当者名	条例第7条第2号及び第4号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、及び、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。
銃器根絶街頭キャンペーン実施に伴う経費	
債権者（ミス奈良）の郵便番号、住所、振込口座等	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。
駐在所報償費	
債権者（協力家族の）氏名、警察官との続柄、債権者コード、振込口座	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。
地域交通安全活動推進委員報償費	
地域交通安全活動推進委員の生年月日、郵便番号、住所、電話番号、備考欄の勤務先、勤務先の役職、職業、振込口座等	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。
駐在所開所式記念品購入費	
出席者の住所	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成16年 8月19日	・ 公安委員会から諮問を受けた。
平成16年12月10日	・ 公安委員会から理由説明書の提出を受けた。
平成17年 5月13日 (第95回審査会)	・ 公安委員会から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成17年 6月 1日 (第96回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成17年 7月 6日 (第97回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成17年 8月 3日 (第98回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成17年 9月 8日 (第99回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成17年10月 5日 (第100回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成17年11月 2日 (第101回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成17年12月 7日 (第102回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成18年 1月11日 (第103回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成18年 4月 5日 (第106回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成18年 7月 5日 (第108回審査会)	・ 答申案の審議を行った。
平成18年 8月 9日 (第109回審査会)	・ 答申案の審議を行った。
平成18年 9月13日 (第110回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成19年 4月 6日	・ 公安委員会に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 事 案 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いけだ としお 池田 敏雄	関西大学教授（行政法）	会 長
おんだ まさこ 音田 昌子	大阪府立文化情報センター所長	
さとう こういち 佐藤 公一	弁 護 士	会 長 代 理
まつむら けいこ 松村 佳子	奈良教育大学教授（理科教育）	
わたなべ まさる 渡辺 賢	大阪市立大学教授（憲法）	